

平成20年 9月 1日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



箕面地区における構内交通規制の実施に係る
団体交渉の申入れに対する回答

平成20年7月27日付けで、貴組合から団体交渉の申入れがあった（申入書は同年8月18日に受領）箕面地区の構内交通規制に係る問題については、既に平成19年12月28日付け回答文書でも説明を行っておりますが、改めて以下のように回答させていただきます。

ご承知のように、大阪大学では、大学の施設管理権を明確化し、大学構内における交通の安全及び教育研究の環境保全を図ることを目的として、「大阪大学構内交通規制実施規程」を定め、車両による入構制限等を実施しております。

この規程は大阪大学全体に共通する規程であり、これを箕面地区にも適用することは、統合前の平成19年9月21日に開催された、大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会において既に決定されております。

なお、経過措置として、平成19年10月1日から平成20年9月末までの1年間は同規程第5条を適用しないこととしておりますが、この経過措置期間が満了する日の翌日である本年10月1日以降、大学構内に車両により入構しようとする場合には、箕面地区においても、同条に基づき、吹田地区及び豊中地区と同様、入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車許可を受けた教職員等にも、原因者負担の観点から、これを負担していただくこととなります。

このことについて団体交渉を行うことはやぶさかではありませんが、大学の考え方は、以上にお示ししたとおりであり、大学としては全学で共通した取扱いを行うことが必要であると考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上